

都道府県・町村・社会福祉法人の 役割等について

都道府県の役割(生活困窮者自立支援制度)

現状・課題

- 生活困窮者自立支援法においては、都道府県は生活困窮者自立支援制度の各種事業の実施主体としての役割とともに、市及び福祉事務所を設置する町村に対する必要な助言・情報提供その他の援助を行う責務(法第3条第2項第1号)がある。
- 責務規定の解釈として、
 - ・ 管内自治体に対する任意事業の実施に向けた働きかけ、広域での共同実施に向けた調整等
 - ・ 各事業の従事者に対する人材養成
 - ・ 地域ごとの関係機関のネットワークづくり
 - ・ 都道府県が持つ広域行政としてのノウハウ(産業雇用部門、住宅部門)等を生かしたバックアップ
- 都道府県における市等に対する支援について、平成29年度における取組予定としては、「任意事業の実施促進の働きかけ」(87. 2%)、「都道府県研修の開催」(85. 1%)が多い。
- また、都道府県本庁の体制については、「専任の職員がいる」都道府県は約3割にとどまっているが、平成29年度において、その体制の強化を図るため、「行政内担当課の職員数を増やす」(12. 8%)、「基礎自治体に対する支援を新規に事業化し、民間に委託する」(4. 3%)といった都道府県も存在する。
- 都道府県が管内の市部に対して実施した、又は実施している支援については、「市町村の担当者を対象とした制度の理解や運営に係る説明会、研修会などの開催」(97. 3%)、「国の施策動向等の情報を随時・定期的に提供」(94. 6%)、「全国の先進的な自治体や他の市町村の取組状況などの情報提供」(89. 2%)、「相談支援員等の育成・スキルアップのための支援」(86. 5%)を挙げる都道府県が多い。
- 都道府県としては実施したいものの実施できていない支援については、「任意事業の効果的・効率的な実施に向けた調整(広域による共同実施等)」(40. 5%)、「就労支援のサポート(産業雇用部門との連携、認定訓練事業所の認定促進等)」(27. 0%)を挙げる自治体が多い。

現状・課題

- 市等として希望する都道府県に実施してほしい支援については、「社会資源の広域的な開拓・創出や、都道府県による支援事業の実施」(47.0%)、「相談支援員等の育成・スキルアップのための支援」(45.7%)、「市町村の生活困窮施策の推進に対して財政的な支援」(42.7%)を挙げる自治体が多い。
- 都道府県による管内自治体への支援として、自立相談支援事業における就労支援や就労準備支援事業、家計相談支援事業、一時生活支援事業について、都道府県が中心となって管内自治体に働きかけ、同一の民間事業者に共同して委託することにより実施をしている例もある。
- 認定就労訓練事業に対する支援としては、生活困窮者自立支援法第6条第1項第5号に規定するその他事業(補助率1/2)の一つとして、都道府県に就労訓練アドバイザーを配置し、就労訓練実施事業所の開拓等をソフト面から進めている事業を設けており、その事業を活用している例もある。
- 生活困窮者自立支援に関わる機関・団体等による支援者ネットワークが各地で発足しており、ケース検討・スーパーバイズ、相談員同士の「横のつながり」づくりや資源の共有等の多様な取組が主に都道府県単位で進んでいる。

都道府県の役割(生活困窮者自立支援制度)

考え方

- 都道府県については、生活困窮者自立支援法において、市及び福祉事務所を設置する町村に対する必要な助言・情報提供その他の援助を行う責務が規定されている。
- この責務規定に基づき、自立相談支援事業従事者に対する研修の実施、各自治体の相談員に対する支援、任意事業の実施促進、地域資源のネットワークづくり、自治体における先進的な取組に関する管内への展開支援、就労や居住支援など従来から都道府県で担当してきた分野についての助言などの事業が広域的な見地から行われることが期待されている。
- 特に、都道府県の役割として、管内自治体の従事者に対する研修や人材育成、市域を越えたネットワークづくり、事業の実施に当たっての支援が必要との意見があった。
- こうした広域的な見地からの都道府県事業については、現行でも法律に基づく「その他事業」として、国庫補助の対象とされており、都道府県のイニシアティブによって、実施自治体に対する支援を着実に実施していくことが可能。

論点

- 都道府県による管内自治体の広域的な支援を効果的・効率的に実施するために必要な方策は何か。

都道府県の役割（生活保護制度）

現状・課題

- 生活保護制度においては、都道府県は、福祉事務所を設置していない町村部において、保護の実施機関として自ら保護の実施に当たるほか、市町村長の行う事務について事務監査を行い、保護施設の認可・指導監督等の事務、医療機関等の指定・指導等の事務、審査請求等の事務等を担っている。
- また、法令上の規定はないが、生活保護のケースワーカーや査察指導員に対する研修等も行っている。

考え方

- 平成25年改正で法定化された被保護者就労支援事業や、医療扶助に関する業務については、市町村圏域を超えた労働者や患者等の動きがあり、市町村間での連携や総合調整、都道府県単位での事務や事業の実施が適切な場合がある。
- また、地域資源が不十分であったり、事業対象者が少ない地域で、福祉事務所単位で実施体制を確保することが困難である場合などは、複数の地方自治体から対象者を集めて実施することが効果的・効率的であると考えられる。
- このような事業や業務については、都道府県の広域実施に向けた総合調整や、情報提供、助言等を行うことができるようにすることが考えられる。
- また、所管区域内に経験豊富なケースワーカー等が少なかったり、ケース数が少ない小規模の福祉事務所については、他の地方自治体の経験やノウハウ等を共有し、地域のケースワーカー等の質を向上させることが重要である。
- この観点から、都道府県等がケースワーカー等に対する研修を実施することや、事務監査以外にも巡回指導等を行うことが効果的であると考えられる。

論点

- 都道府県による管内自治体の広域的な支援を効果的・効率的に実施するために必要な方策は何か。

町村部における支援のあり方

現状・課題

- 生活困窮者自立支援法における実施主体は、都道府県、市、福祉事務所設置町村とされており、福祉事務所を設置していない町村は実施主体とされていない。
- 福祉事務所を設置していない町村部に対しては、都道府県が実施主体として行うこととなるが、そうした町村部では、当該町村内に自立相談支援機関が設置されているとは限らず、その設置がなされていない町村では、役場が一次的な窓口として対応している自治体が約7割に上っている。
- そうした中、相談窓口の設置の必要性を感じていない町村が約5割強存在しているものの、その必要性を感じている町村は約1割強存在している。
- また、都道府県別の町村部における支援状況をみると、特に新規相談件数において全国平均を超える都道府県が少ない状況。

考え方

- 福祉事務所を設置していない町村を実施主体とする場合には、一律ではなく、その実施を希望する町村がその実施できるような仕組みとすべきとの意見があった。また、その際には、都道府県の支援が必要との意見があった。

論点

- 福祉事務所を設置していない町村において生活困窮者の相談を行うに当たって、どのような方法が効果的・効率的と考えられるか。

現状・課題

- 社会福祉法人については、生活困窮者自立支援法に定める各事業の担い手として支援に参画。
- 自立相談支援事業については、委託形態による実施(直営との併用を含む。全体の63.4%)のうち、社会福祉法人(社会福祉協議会を除く)は8.4%が実施、就労準備支援事業については、委託形態による実施(直営との併用を含む。全体の90.1%)のうち社会福祉法人は17.8%が実施。
- また、平成28年の改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設。
- 「地域における公益的な取組」として、①社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される「福祉サービス」であること、②「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」に対する福祉サービスであること、③無料又は低額な料金で提供されることといった観点から行われるものとされ、地域社会への貢献の観点から、創意工夫をこらした多様な取組の推進が期待されている。
- 「地域における公益的な取組」として、生活困窮者自立支援の分野においては、「相談・現物給付による支援」、「住まい確保のための支援」、「認定就労訓練事業」等が行われている。
- 「地域における公益的な取組」の創出・普及促進を図るため、都道府県単位で、複数の社会福祉法人の連携による取組が進められており、業界独自のモデル事業の実施により、生活困窮者支援に関する取組や子どもの貧困(虐待)に関する取組が推進されている。
- また、上記の都道府県レベルでの取組に加え、市町村レベルでの複数法人による、地域における公益的な取組も進められており、市区町域で連携体制をつくり、地域の生活課題・福祉課題の解決に向けた対応が行われるとともに、生活困窮者に対する支援も含めて、同地域にある社会福祉法人・社会福祉施設が事業種別を超えて連携することにより地域住民のニーズに広がりをもった対応が行われている事例も出てきている。

考え方

- 社会福祉法人については、「地域における公益的な取組」として、生活困窮者分野において、創意工夫をこらした取組を進めるべき。
- その取組を進めるに当たって、他の福祉制度における事業を同一法人で行っている場合の人員配置基準や、既存の福祉施設の施設・設備の活用等について柔軟な運用がなされるように改善を求める意見があった。

論点

- 社会福祉法人が生活困窮者分野において創意工夫をこらした取組を進めていくために、どのようなことが必要か。